

令和6年度 北陸地方整備局直轄事業の執行について

R6. 4. 19 記者レク時 配布資料

企画部

予算規模(北陸地方整備局関係)

(1) 令和6年度当初予算

北陸地方整備局配分事業費 3,862億円(対前年度1.04倍)

[内訳]

直 轄 : 1,667億円(対前年度1.07倍)

補助・交付金 : 2,195億円(対前年度1.01倍)

(2) 国庫債務負担行為(ゼロ国債※)

北陸地方整備局配分事業費 174億円

※ゼロ国債：令和6年度の支出はゼロであるが、年度内に契約発注が可能となる国庫債務負担行為

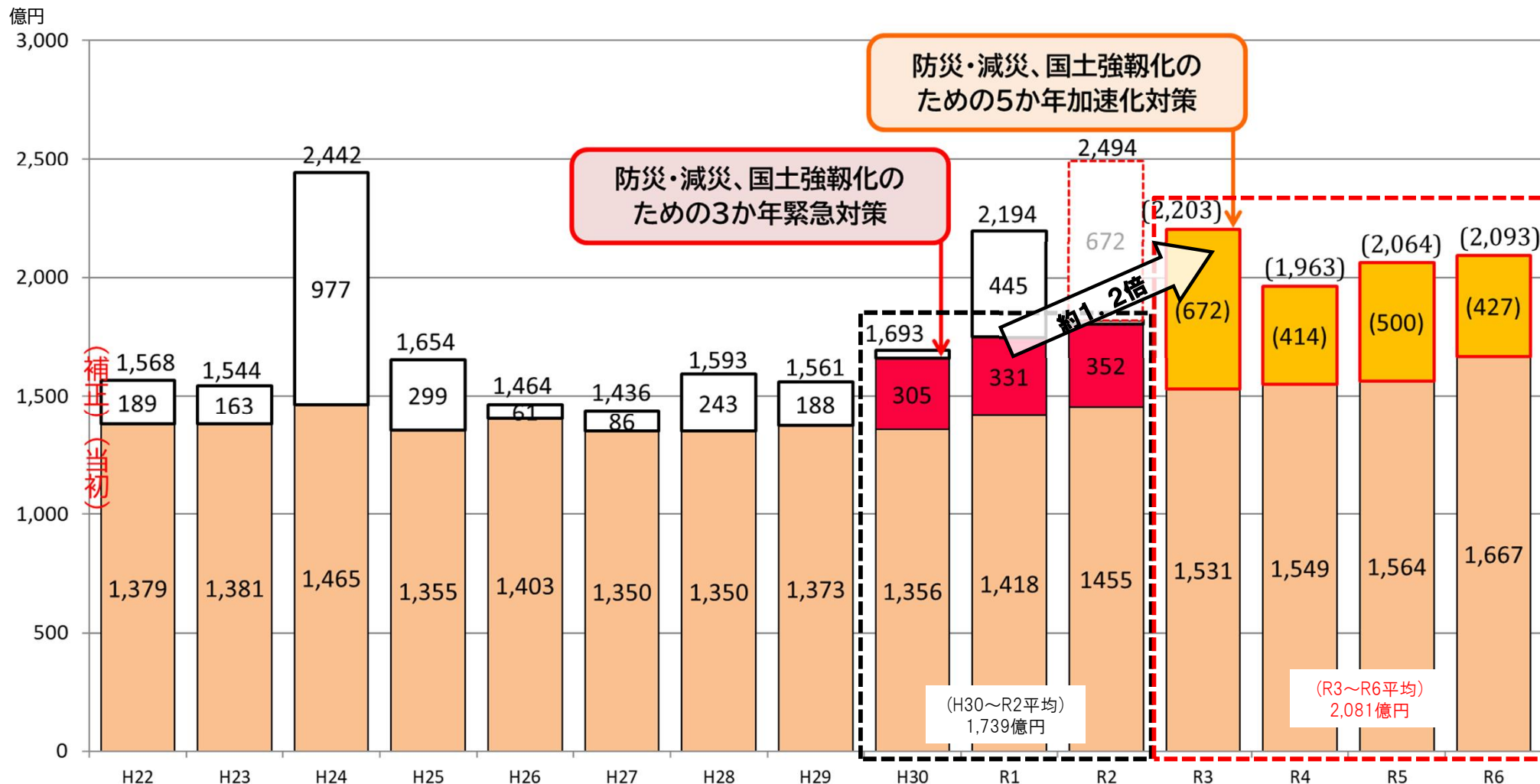
(3) 令和5年度補正予算 1,337億円

[内訳]

直 轄 : 713億円

補助・交付金 : 624億円

北陸地方整備局 当初予算 直轄事業費の推移



※調整費、推進費及び災害関連を含まない、ただしR1補正は河川等大規模災害関連事業（再度災害防止改良復旧）を含む。
 ※「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の初年度から4年目は、それぞれR2・R3・R4・R5補正予算により措置。
 ※計数は、それぞれ四捨五入しているため、端数においては合計とは一致しない場合がある。

【参考(直轄事業費のみ)】

防災・減災、国土強靱化3か年緊急対策含めた年間予算(H30~R2平均) : 1,739億円

防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策含めた年間予算(R3~R6平均) : 2,081億円

(比較すると約1.2倍の執行予算が確保) 2

令和6年度 工事発注予定について

施工県	工種	等級	件数
新潟県	一般土木工事	WTO	2
		B	5
		C	69
		D	2
		小計	78
	アスファルト舗装工事	A	4
		B	2
		小計	6
	維持修繕工事		45
	橋梁補修工事		13
その他工事		38	
合計			180

施工県	工種	等級	件数
石川県	一般土木工事	WTO	1
		B	3
		C	20
		小計	24
	アスファルト舗装工事	A	8
		B	2
		小計	10
	プレストレスト・コンクリート工事		2
	維持修繕工事		18
	橋梁補修工事		3
その他工事		15	
合計			72

施工県	工種	等級	件数
福島県	一般土木工事	C	5
		小計	5
	維持修繕工事		3
	その他工事		6
合計			14

施工県	工種	等級	件数
富山県	一般土木工事	B	4
		C	41
		小計	45
	アスファルト舗装工事	A	7
		B	4
	小計	11	
	鋼橋上部工事		1
	プレストレスト・コンクリート工事		1
	維持修繕工事		23
	橋梁補修工事		3
その他工事		14	
合計			98

施工県	工種	等級	件数
岐阜県	一般土木工事	C	1
		小計	1
	維持修繕工事		1
合計			2

施工県	工種	等級	件数
長野県	一般土木工事	B	2
		C	23
		小計	25
	維持修繕工事		5
	その他工事		6
合計			36


施工県	工種	等級	件数
山形県	一般土木工事	C	5
		小計	5
合計			5

※令和6年4月1日公表データに基づく。
 ※災害復旧に関する工事は含まない。

北陸地域においては、

- ◆度重なり発生する地震
- ◆気候変動による豪雨、大雪

等の地域基盤リスクに確実に対応するための体制（インフラ、担い手）を
持続的に構築していくことが必要不可欠



次を念頭に
事業推進

【受注機会の創出】

多様な地域基盤リスクに今後とも対応し続けるため、より多くの企業が受注できる機会を創出

【次代担い手の確保・活躍】

技術の継承を着実に行之つつ、地域の守り手を持続的に確保するため、女性や若手技術者が活躍できる体制を構築

【「自治体実績評価型」総合評価落札方式とは】

- 入札参加者が少ないことから、競争性を高め、一層の品質確保・向上を図るため、地方自治体の工事成績評定点や優良工事表彰を評価する試行工事。
- 国の工事实績を持たない企業においては、県の工事成績を評価。
- 比較的入札参加者の少ない一般土木Cランク工事において適用。

○試行対象工事（下記のいずれかの要件の場合）

- ① かつて直轄管理区域がなかった地域で、国の工事实績を有する企業が限定されることから、競争性を高めることが必要とされる工事に適用。
- ② 工事の入札参加者が少ないことから、競争性を高めることが必要とされる工事に適用。
- ③ その他、災害関連の工事や競争性を高めることが必要とされる工事に適用。

○評価手法

- 自治体の工事成績及び優良工事表彰において評価加点を行う。【継続】
- さらに、競争性確保を向上させるため、「自治体実績評価型」総合評価落札方式を実施する場合、地域貢献度を評価対象外とすることができる。【継続】

評価内容

評価項目		施工能力評価型I型標準	自治体実績活用型※③
企業の施工能力等	同種工事の施工実績	3	3
	国 工事成績(平均点4カ年) 又は 県 工事成績(4カ年2工事平均)	-	6
	国 工事成績(平均点4カ年)	3	-
	国 成績優秀企業	1	-
	国又は県 優良工事表彰の有無(過去2カ年)	-	4
	国 安全管理優良受注者表彰の有無(過去2カ年)	4	-
	国 優良工事表彰の有無(過去2カ年)	4	-
	国 安全管理優良受注者表彰の有無(過去2カ年)	4	-
	国 生産性向上技術活用表彰の有無(過去1カ年)	2	-
	国 ICT人材育成推進企業表彰の有無(過去1カ年)	2	-
配置予定技術者の	優良下請け表彰企業の活用	1 ※①	1 ※①
	登録基幹技能者の配置	1 ※①	1 ※①
	(地元企業活用)又は(若手・女性技術者配置)	1 ※①	1 ※①
	地域精通度	1	1
	地域貢献度・災害対応度	3	3 ※②
	同種工事の施工経験と立場	8	8
施工計画(設定テーマ)	国又は県 工事成績(6カ年)	8	8
	優良工事技術者表彰の有無(過去2カ年)	局長:3 事務所長:1	局長、知事:3 事務所長、出先機関の長:1
	継続教育の取組(技術研鑽度評価含む)	1	1
施工計画(設定テーマ)		10	10
合計		50	50

注: 評価項目及び配点は対象工事によって異なるので、各工事の入札説明書等で確認のこと

※①: 対象工事のみ加算

※②: 競争性を高めるために自治体実績評価型総合評価落札方式を適用した場合に限り、地域貢献度(3点)を評価対象外とすることができる。その場合、企業の施工能力等の加算点合計が20点満点にならないので留意。

※③: 対象自治体の優良工事表彰制度によって、評価項目や配点等を見直している。

R6自治体実績評価型発注予定

事務所名	工事名又は事業箇所名
信濃川河川事務所	長岡地区河道掘削その10工事
信濃川下流河川事務所	小須戸橋左岸取付道路その7工事
	小須戸橋左岸取付道路その8工事
新潟国道事務所	栗ノ木道路 地表道路改良その11工事
	R6下須頃地区道路改良工事
	栗ノ木高架橋下部(下り・P25-26)工事
長岡国道事務所	R6国道289号雪庇防止板設置工事

- 当該年度の手持ちの工事量を評価することで、**受注機会の拡大を促す方式**。
- 企業の能力等における優良工事表彰等の固有企業に与えられる加点を、手持ち工事量の評価に代えることにより受注機会の拡大を促し、受注機会が得られないことにより**表彰を受ける機会が得られない課題の解決**をはかる。

本方式の評価イメージ

- ・企業の施工能力等の評価項目のうち、「優良工事表彰、安全管理優良受注社表彰」及び「生産性向上技術活用表彰、ICT人材育成推進企業認定」の加算点を、企業の「手持ち工事量」に置き換える。
- ・配置予定技術者の施工能力等については、変更しない。

(施工能力評価Ⅰ型)

企業の能力等	施工実績	3点
	工事成績	3点

	優良工事等表彰等	4点
	生産性向上表彰等	2点

	地域貢献度	3点
技術者の能力等	施工実績	8点
	工事成績	8点

	施工計画	10点

(受注機会促進型)

企業の能力等	施工実績	3点
	工事成績	3点

	手持ち工事量	6点

	地域貢献度	3点
技術者の能力等	施工実績	8点
	工事成績	8点

	施工計画	10点

受注機会の拡大を促す

受注機会促進型の試行案

- ・施工能力評価型Ⅰ型、Ⅱ型の分任官工事に適用可能とする。
- ・対象工種は、一般土木工事とする。
- ・手持ち工事量の対象となる工事は、公告日において契約中の北陸地方整備局発注の一般土木工事とする。
- ・災害復旧工事等の随意契約をしている案件を除く。

手持ち工事量の評価（企業の施工能力）

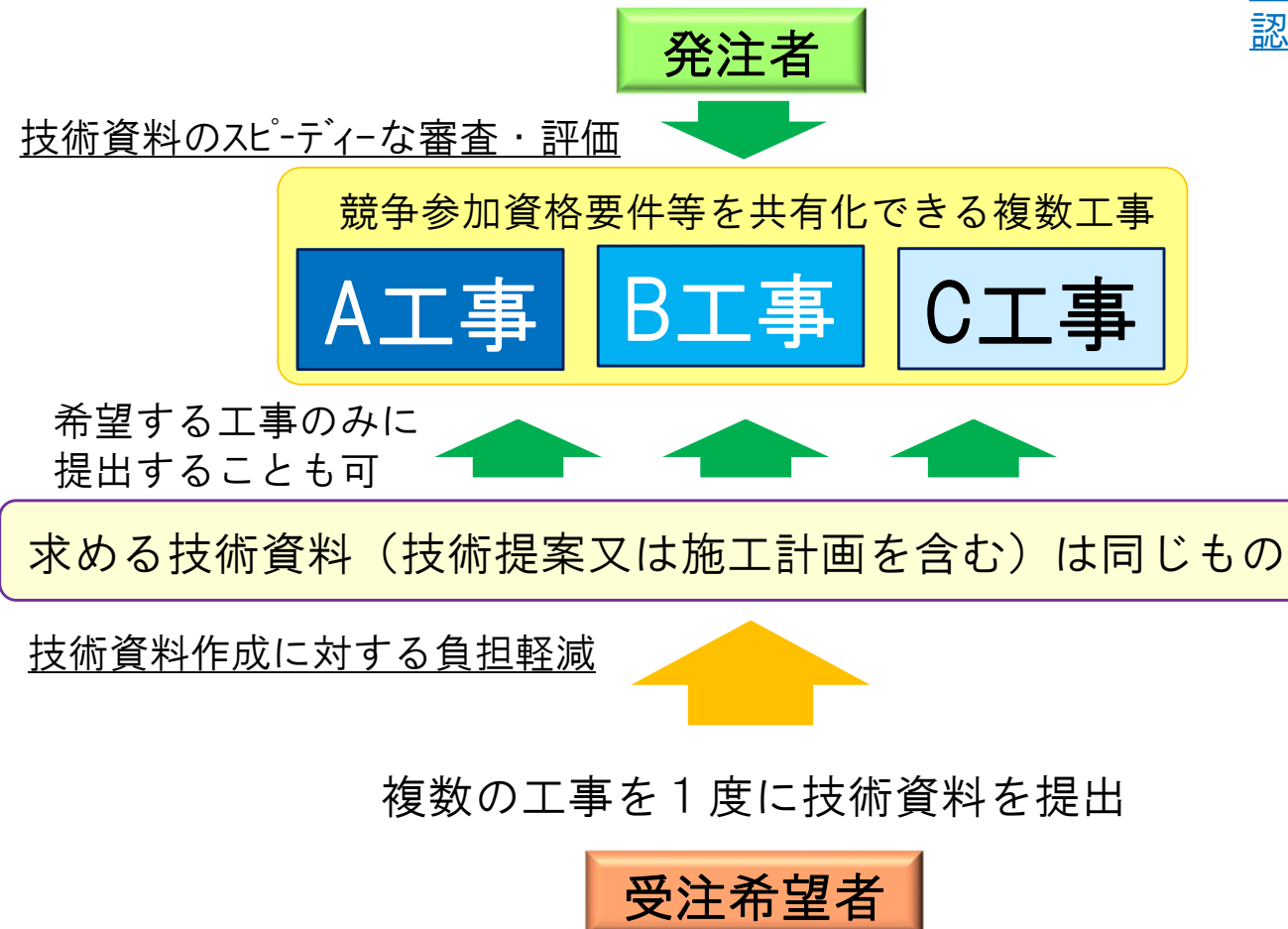
評価内容	評価基準	加算点
公告日において契約中の北陸地方整備局発注の一般土木工事の受注件数を評価する。	6件以上	0点
	3件以上～6件未満	3点
	3件未満	6点

・総合評価落札方式において、競争参加資格要件や技術提案又は施工計画のテーマを共通化できる複数工区の発注が同時期に予定されている場合、競争参加申込者が提出する技術資料（技術提案及び施工計画を含む。）の内容を同一のものとする^{こと}で、提出資料の簡素化し、受発注社の負担軽減を図る。

・発注者・受注者双方の業務負担の軽減を図るとともに、スピーディーな予算執行に寄与。

・令和5年度から、適用範囲は、施工能力評価型Ⅰ型以上（技術資料（技術提案及び施工計画を含む。）の提出を求める。）から、技術資料の提案が不要な施工能力評価型Ⅱ型へ拡大。

※ 一括審査方式内での特例監理技術者の配置は認めない。



- 【方式】
- ・総合評価落札方式
施工能力評価型Ⅱ型、Ⅰ型以上
- ①Ⅰ型以上
 - ・技術資料の提出が必要
技術提案又は施工計画
(※工程表の立案は、不可)
 - ②Ⅱ型
 - ・技術提案の提出は不要

【適用対象・概要】

- ・競争参加者が少ないと想定される工事において、受発注者双方の事務負担が大きくなる技術者の能力等に係る評価を省略し、企業の能力等のみで評価する方式
- ・受注機会の拡大や事務負担軽減の効果による不調不落防止に期待
⇒ **不調不落の防止、発注事務軽減等を目的に難易度の低い工事において、一部試行を実施する。**

本方式の評価イメージ

- ・評価項目のうち、「技術者の能力」の加算点を設定しない。（監理技術者等の要件を満たせば、参加資格を認める）
- ・「企業の能力等」の評価項目を最小限で設定。

（施工能力評価Ⅰ型）

企業の能力等	施工実績
	工事成績
	表彰
	...
地域精通度	地理的条件 災害協定等
	...
技術者の能力等	施工実績
	工事成績
	表彰
技術提案 (施工計画)	...

（企業能力評価型）

企業の能力等	施工実績
	工事成績
	表彰
	...
地域精通度	地理的条件 災害協定等
	...
技術者の能力等	施工実績
	工事成績
	表彰
技術提案 (施工計画)	...

「配置予定技術者の施工能力」を評価しないため
⇒ 受注機会の拡大、事務手続きの負担軽減

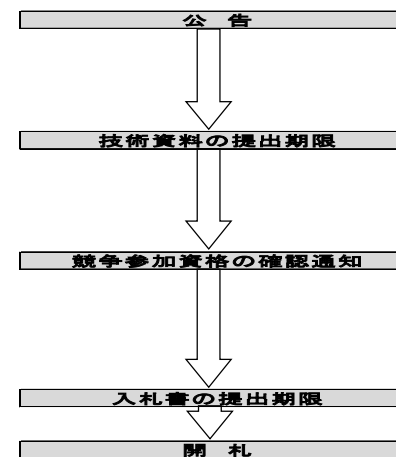
令和6年度の試行（案）

■評価配点（案）

評価項目		施工能力評価Ⅰ型 標準	企業能力評価型
企業の施工能力等	同種工事の施工実績	3	3
	工事成績(平均点4ヵ年)	3	3
	成績優秀企業	1	1
	優良工事表彰の有無(過去2ヵ年)	4	4
	安全管理優良受注者表彰の有無(過去2ヵ年)	2	2
	生産性向上技術活用表彰の有無(過去1ヵ年)	1	1
	ICT人材育成推進企業表彰の有無(過去1ヵ年)	1	1
	優良下請け表彰企業の活用	1	1
	登録基幹技能者の配置	1	1
	(地元企業活用)又は(若手・女性技術者配置)	1	1
施工能力等 配置予定技術者等	地域精通度	1	1
	地域貢献度・災害対応度	3	3
	同種工事の施工経験と立場	8	-
	工事成績(6ヵ年)	8	-
施工計画(設定テーマ)	優良工事技術者表彰の有無(過去2ヵ年)	3	-
	継続教育の取組(技術研鑽度評価含む)	1	-
合計		50	20

配置予定技術者の
評価を省略
(加算点合計50⇒20点)

■手続きフロー（案）



施工能力評価型	企業能力評価型
10日程度以上	7日程度以上
10日程度以上	7日程度以上
合計30日程度	合計20日程度

手続き期間を短縮可能
(日数計30⇒20日程度)

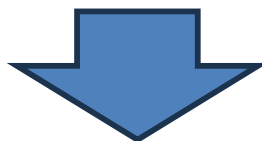
各種試行工事の見直し、追加：ワークライフバランス（評価基準の一部追加）

- 「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成28年3月22日・すべての女性が輝く社会づくり本部）に基づき、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業（以下「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」という。）を、一般土木A等級及び建築工事A等級において、段階選抜方式を適用する総合評価落札方式にて加点評価する取組を実施。
- また、令和5年8月24日付け国土交通本省の通知を受け、令和6年1月から、一般土木工事A等級・**B等級**、及び建築工事A等級・**B等級**の全ての工事に**対象拡大**。
- 令和6年4月からは、さらに**仕事と介護の両立を支援するため、介護休業制度を定めていること**を、評価することとする。
- また、**WTO対象工事**に限って、**地元（施工県）在住の監理（主任）技術者の配置**をもって、評価することとする。

①対象：WTO以外の一般土木工事A等級・B等級、及び建築工事A等級・B等級の工事

【現況】

評価項目	評価基準	配点
「企業の能力等」 ワーク・ライフ・バランス等 推進企業	次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等（プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等） ・次世代法に基づく認定（プラチナくるみん・くるみん・トライくるみん認定企業） ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）	1点



【変更案】

評価項目	評価基準	配点
「企業の能力等」 ワーク・ライフ・バランス等 推進企業	次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等（プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等） ・次世代法に基づく認定（プラチナくるみん・くるみん・トライくるみん認定企業） ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業） 又は、 介護休業、介護休暇に係る制度を社内制度として定めていて、過去5カ年度に取得実績を有すること。	1点

各種試行工事の見直し、追加：ワークライフバランス（評価基準の一部追加）

②対象：WTO対象の一般土木工事、及び建築工事

【変更案】

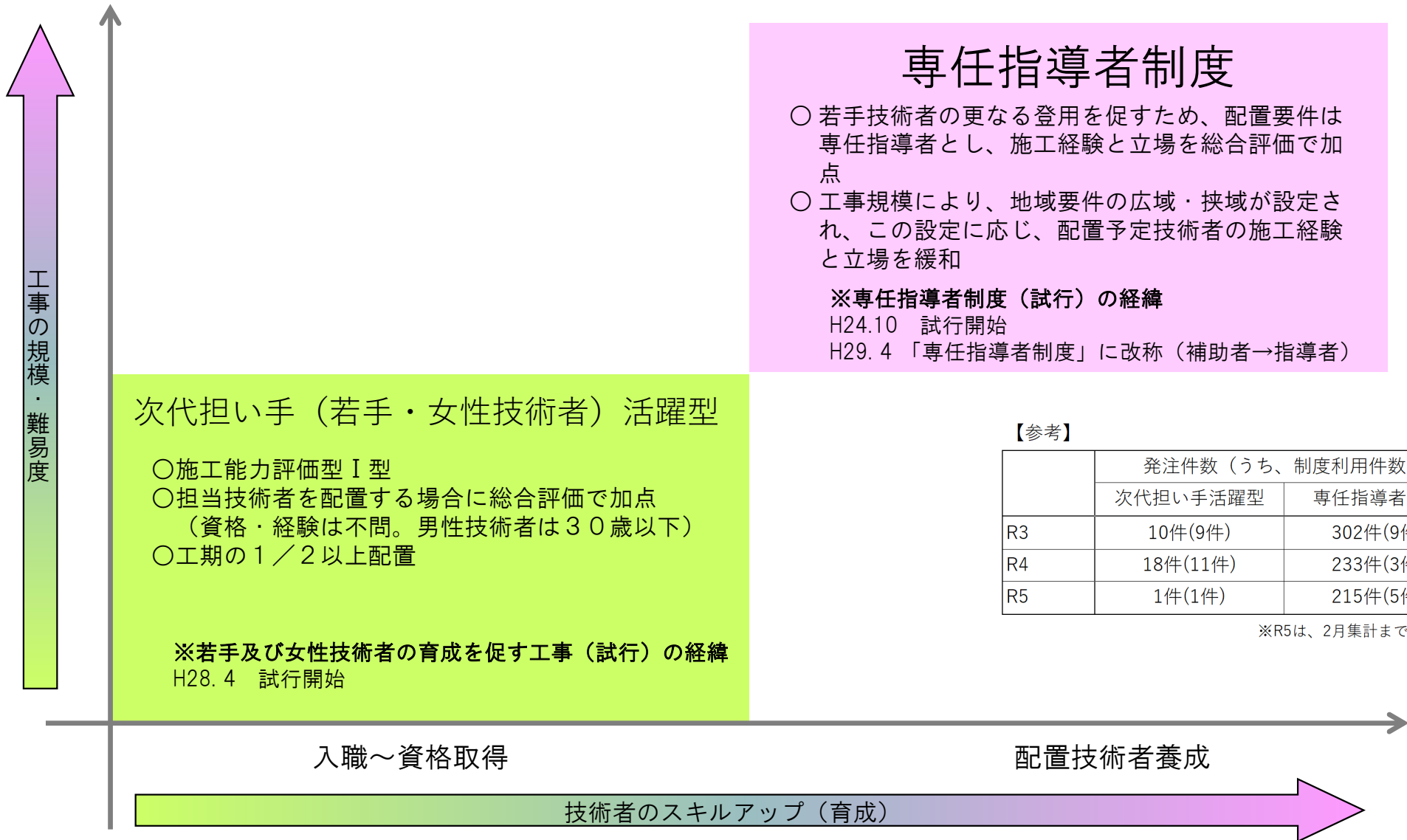
評価項目	評価基準	配点
「企業の能力等」 ワーク・ライフ・バランス等 推進企業 ※①+②の最大2点を加 点	①次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等(プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等) ・次世代法に基づく認定(プラチナくるみん・くるみん・トライくるみん認定企業) ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業) 又は、介護休業、介護休暇に係る制度を社内制度として定めていて、過去5カ年度に取得実績を有すること。	1点
	②配置予定技術者が、次の基準を満たしていること ・競争参加資格申請書の提出日以前に3カ月以上、〇〇県内に住所のある者。(契約後、引き続き工事完成まで、〇〇県内に居住すること。)	1点

・WTO対象工事は、その規模の大きさや技術力を要する工事であるため、全国展開する者の競争参加が見込まれる。
 ・WTO対象工事において、施工県に在住する技術者の配置を求めることより、技術者の地域での活躍を促したい。

【配点項目の変更案】

ワーク・ライフ・バランス等推進企業の加点を2点にするため、段階選抜は企業能力等の工事成績から1点、段階選抜以外は技術提案の評価から1点を移動する。

評価項目	S型WTO		評価項目	S型WTO		評価内容	評価基準	変更前	変更後
	段階選抜	段階選抜以外		段階選抜	段階選抜以外				
企業の能力等	同種工事の実績	8点	同種工事の実績	8点	上記、同種工事の施工実績とした工事のうち、国土交通省（港湾空港関係事務に関することを除く）所掌の工事（旧地方建設局及び旧北海道開発局の所掌工事を含む）又は、沖縄総合事務局開発建設部の所掌の工事における工事成績評定点。	78点以上	6	5	
	工事成績	6点	工事成績	5点		74点以上78点未満	3	2	
	ワーク・ライフ・バランス	1点	1点	ワーク・ライフ・バランス		2点	2点	74点未満又は左記発注機関以外の成績又は成績なし	0
技術者の能力等	同種工事の施工経験	6点	同種工事の施工経験	6点					
	同種工事の施工経験の立場	3点	同種工事の施工経験の立場	3点					
	工事成績	6点	工事成績	6点					
技術提案		30点	59点	技術提案		30点	58点		



専任指導者制度

- 若手技術者の更なる登用を促すため、配置要件は専任指導者とし、施工経験と立場を総合評価で加点
- 工事規模により、地域要件の広域・狭域が設定され、この設定に応じ、配置予定技術者の施工経験と立場を緩和

※専任指導者制度（試行）の経緯

H24.10 試行開始

H29.4 「専任指導者制度」に改称（補助者→指導者）

次代担い手（若手・女性技術者）活躍型

- 施工能力評価型Ⅰ型
- 担当技術者を配置する場合に総合評価で加点（資格・経験は不問。男性技術者は30歳以下）
- 工期の1/2以上配置

※若手及び女性技術者の育成を促す工事（試行）の経緯

H28.4 試行開始

【参考】

	発注件数（うち、制度利用件数）	
	次代担い手活躍型	専任指導者制度
R3	10件(9件)	302件(9件)
R4	18件(11件)	233件(3件)
R5	1件(1件)	215件(5件)

※R5は、2月集計までの速報値

入職～資格取得

配置技術者養成

技術者のスキルアップ（育成）

北陸の元気を支える建設業の未来創造アクションプラン 「北陸けんせつミライ2024」

インフラ整備のビジョン

■ 北陸地域のポテンシャル

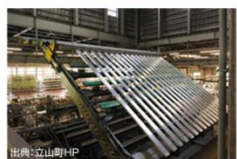
- ① 三大都市圏に隣接する地理的優位性
 - ▶ 日本列島のほぼ中央に位置し、三大都市圏から概ね300km圏域
- ② キラリと光る「モノづくり」
 - ▶ 付加価値の高いモノづくり産業（北陸各県の1人当たりの製造品出荷額は日本海側トップクラス）
- ③ 世界に誇る観光地
 - ▶ 自然や歴史・文化を活かした多くの観光資源

地域の作り手として



北陸の元気 なくして日本の元気 なし！

更なる進化・発展



■ 地域基盤のリスク

- ① 頻発する地震
- ② 激甚化する豪雨
- ③ 短期集中的な降雪
- ④ 進む施設の老朽化

地域の守り手として



北陸の建設業の未来創造に向けた

3本柱

～ 3Kから『新4K』へ 魅力ある建設業に向けて～

柱その1

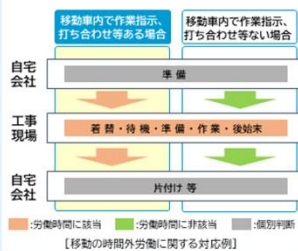
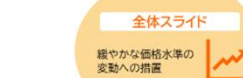
適正利潤の確保

■ 物価高騰に対応した適正な積算

・賃金水準や物価水準の変動に対応したスライド制度や見積活用型積算による適正な予定価格の設定

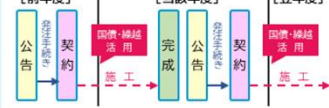
■ 2024年問題への対応

・時間外労働について 災害、除雪時の適用を説明会等で周知



■ 適正工期の設定、工期の平準化

・国債・繰越の活用等で施工時期の平準化を実施



■ 週休2日適正工期発注者宣言の創設

・週休2日の確保など適正な工期設定にむけ、発注機関と受注者の一体的な取組の推進



柱その2

変わる待遇・働き方

■ 建設業の給与改善

・他産業と開差のある建設業の給与水準を労務単価の引上げ等により改善



【北陸3県(全職種単純平均)】
R6年3月:労務単価 対前年度比 7.7%増 (12年連続の上昇)

■ ウィークリースタンスの更なる高み

・一週間の受発注者相互のルールを設定

月	火	水	木	金	土	日
① 依頼期限	休養	休養
② 依頼日	休養	休養

- ④ ランチタイム・オーバータイム・ミーティング (昼休みや午後5時以降の打ち合わせをしない)
- ⑤ イブニング・ノークエスト (定時以降、定時後の依頼をしない)
- ⑥ 金曜日も定時の帰宅を心掛ける。他

■ 気候変動に対応した適切な工期・作業環境へ

・快適スーパーハウス等で気候に左右されない作業環境を確保

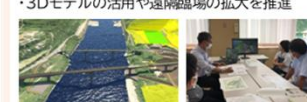


柱その3

未来につながる建設現場

■ BIM/CIM原則化と受発注者コミュニケーション等への更なる活用

・3Dモデルの活用や遠隔現場の拡大を推進



【遠隔現場を活用した工事検査の試行】

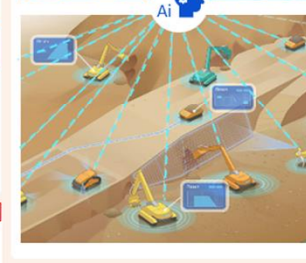
■ プレキャスト製品や新技術の導入・活用

・プレキャスト活用促進工事で実践



■ ICT施工の更なる展開

・現場作業を分析し、工事全体の生産性を向上



■ 工事書類のデジタル化・簡素化

・情報共有システムの活用で監督検査等の効率化

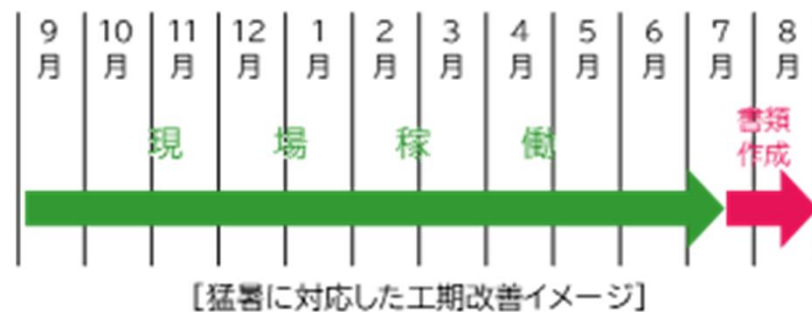


気候変動に対応した適切な工期・作業環境

- 近年、異常気象(猛暑・降雨等)が続き、厳しい気象条件の中での施工が余儀なくされている。
- また、担い手不足や労働者の高齢化も進んでおり、働き方改革と労働環境改善が重要となる。
- 上記を解消する一つとして、工事現場を大型テント等で囲う「快適スーパーハウス(仮称)」がある。
- 工事現場上空を囲うことで気象条件に影響されることなく通年施工が可能となる。

<期待できる効果>

- ✓気象条件に影響されることなく、**工程管理の確実性**が向上(確実な週休2日の確保が可能)
- ✓強風下での転落や凍結による足場上のスリップなどが防止でき、**雨具・防寒具不要**などにより**安全性、快適性も向上**
- ✓ロス時間の解消、労働環境改善による**作業効率アップ**などにより**作業能率が向上**
- ✓**レベルの高い品質管理**が容易
- ✓**建設業界のイメージアップ**が図られる



ウェザ・シェルター(Gタイプ)



スーパー仮囲い(エアードーム型)



コンプレッサーを使用した空調設備

出典: 通年施工推進協議会HP

令和6年度、3~5件程度モデル工事を発注予定

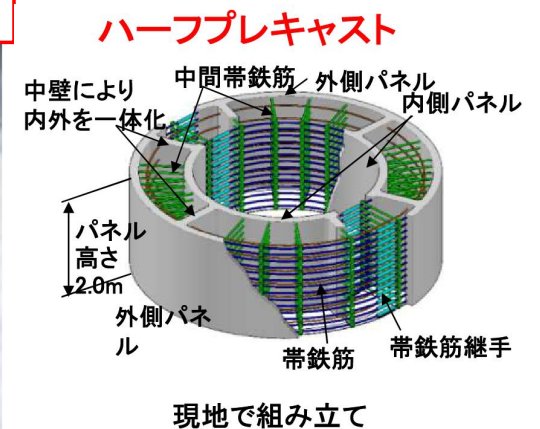
プレキャスト製品や新技術の導入・活用

これまでの北陸地域での取組み

- 北陸地方の多くは積雪寒冷地を多くかかえ、冬期の作業条件が厳しいため、従来から公共事業の平準化(通年施工)、省力化、省人化等を目的として、コンクリート構造物のプレキャスト化などに取組んできた(コンクリート工の生産性向上)



北陸ではプレキャスト化が進んでいる中、今後、更なる生産性向上を図るため、工場製品による屋内作業化や新技術・新工法による現場作業の省人化など、要素技術(プレハブ鉄筋、ハーフプレキャスト等)をより活用することを検討



事務連絡
令和6年4月18日

各事務所長 殿
各管理所長 殿
都市調整官 殿
河川情報管理官 殿
道路情報管理官 殿
技術審査官 殿
官庁施設管理官 殿
用地調整官 殿

総務部 契約管理官
企画部 技術調整管理官
企画部 技術開発調整官

令和6年度北陸地方整備局直轄事業の執行について（通知）

標記について、「令和6年度国土交通省所管事業の執行について」（令和6年4月2日付け国会公第277号国土交通省事務次官通知）及び「令和6年度における国土交通省直轄事業の入札及び契約に関する事務の執行について」（令和6年4月2日付け国官総第244号、国官会第26303号、国官技第841号、国営管第587号、国営計第170号、国北予第26号大臣官房長通知）により通知されたところです。令和6年度予算の執行においては、令和6年能登半島地震をはじめとする大規模自然災害からの復旧・復興を図るとともに、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」をはじめ、国土強靱化の取組を計画的に進めるために、令和5年度補正予算と合わせて切れ目なく取組を進め、施策効果の早期発現を図ることから、別紙の事項に十分留意の上、円滑かつ着実な執行を図るよう通知します。

担 当

総務部 契約課 契約係（契約事務全般）
企画部 技術管理課 基準第一係（工事積算基準）
基準第二係（調査積算基準）
検査係（監督・検査）
技術審査係（入札契約制度）

I 事業執行の基本方針

北陸地方整備局管内においては、度重なり発生する地震災害、気候変動による豪雨や大雪等の地域社会に与えるリスクに確実に対応するために、インフラ整備や担い手の確保といった体制を持続的に構築していくことが必要不可欠である。

令和6年度の事業執行にあたっては、工事・業務の品質確保及び入札及び契約手続における一層の透明性及び競争性の確保をしつつ、このような取り巻く状況を踏まえて、多様な地域社会に与えるリスクに今後とも対応し続けるために、より多くの企業が受注できるような機会の創出や、技術の継承を着実に行いつつ地域の守り手を持続的に確保するため、次代担い手が活躍できる体制の構築を念頭に事業を推進する。

II 工事

1. 事務の改善及び効率化について

(1) 総合評価落札方式のタイプ選定

補正予算及び災害復旧工事に係る案件については、事業を迅速かつ着実な執行を図る観点から、二極化した総合評価落札方式において、施工能力評価型Ⅱ型の適用を拡大する。具体的には、施工能力評価型Ⅰ型適用工事のうち、予定価格3,0億円未満（分任官特例を適用する工事も含む。）については、施工能力評価型Ⅱ型により入札手続きを実施することで提出書類を簡素化等できるものとする。また、補正予算及び災害復旧工事に係る案件以外の案件については、総合評価タイプ選定フローにより適切にタイプ選定することとする。

(2) 一括審査方式の活用

複数の同種工事を同時期に発注する場合、受発注者の負担軽減のため、提出する技術資料の内容を同一とすることができる一括審査方式を継続する。また、更なる事務手続きの簡素化のため、引き続き施工能力評価型Ⅱ型への適用拡大を継続する。

施工能力評価型Ⅰ型で求める技術資料（施工計画の提案）については、施工計画又は技術提案とし、施工計画のテーマとした工程表の立案は、不可とする。実施にあたっては、配置予定技術者の複数申請は認めないものとするが、本官契約の一部においては、技術者不足の観点から複数名申請を可能とする試行を継続する。

また、地域要件、施工実績等求める競争参加資格や総合評価の内容等が同一である場合は、同一事務所内において一括審査方式を適用することができるものとする。

なお、事前に技術管理課に相談することとし、原則、ヒアリングは実施しないものとする。

(3) 入札書及び技術資料の同時提出の取扱い

入札書及び技術資料の同時提出については、適用しなくても差し支えないこととするが、「高

知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続の見直しの実施について」(平成26年2月6日付け国地契第61号、国官技第256号、国営計第110号、国北予第39号)の「6 予定価格の作成」及び「7 入札書の管理の徹底」の趣旨を踏まえ、全ての工事において、予定価格の作成は入札書の提出期限から開札までの間に作成するものとし、入札書については開札まで開くことがないように管理を徹底すること。

(4) 通常型指名競争入札の活用

下記の事象において、通常型指名競争入札を実施できるものとする。なお、不誠実な行為など指名できない業者を除き、企業の本店所在地、施工実績などの条件を付与し、その条件に合致した者(概ね20者程度)を全者指名する方式とし、実施にあたっては事前に技術管理課と相談すること。

- ① 過去に不調・不落が発生した同一地区かつ同一工種の工事の発注で、比較的小規模の工事(概ね1億円未満の一般土木工事、維持修繕工事を対象)
- ② 一般競争において、不調・不落となり、設計替後、新たに競争入札の手続きをする工事(通常は、一般競争2回以上実施後に指名競争に移行。)

(5) 工事書類の簡素化に向けた「協議事項設定のあり方」

受注者の協議書類の作成に伴う負担軽減を図る目的として、発注者が発議すべき事項を明確にした「協議事項設定のあり方」を反映した特記仕様書を設計図書として交付すること。具体的には特記仕様書の「監督職員と協議する」といった表現方法は、発注者が発議すべき事項を明確にしたうえで、記載事項の「削除」も含め、「指示・提出・報告・承諾」として設定すること。

なお、運用にあたっては、「特記仕様書における協議事項設定のあり方について」(令和元年6月21日付事務連絡)を参照のこと。

(6) 書類限定検査の標準化

検査時における監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図るため、検査時に確認する項目を10項目に限定する「書類限定検査」を全ての工事に適用する。運用にあたっては、「書類限定検査の実施の標準化について(通知)(令和6年2月20日付け国北整技管第186号)」によること。

(7) 監督・検査におけるDXの推進

① 第三者品質証明制度の活用

施工者と契約した第三者による品質証明の試行を継続する。

② 監督・検査の省力化

遠隔臨場による工事検査(完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査)、段階確

認、材料確認及び立会等を、全ての工事に適用する。

なお、現場条件、検査・確認項目の適応性、受発注者間の調整^{*}を踏まえ、従来方法（対面、現場実地等）を選択することも可能とする。

※受発注者間の調整：現場状況の詳細把握、現場での学びや技術力の向上、受発注者間のコミュニケーション強化等のため、すべてを遠隔臨場によることにこだわらず、受発注者間で調整を図りながら遠隔臨場を活用する。

(8) 受発注者間のコミュニケーションの充実

土木工事条件明示の手引き（案）、土木工事設計図書の照査ガイドライン(案)、工事一時中止に係るガイドライン(案)、土木工事設計変更ガイドライン(案)（以下、工事円滑化4点セットと言う。）を活用した工事円滑化推進会議の開催により、受発注者間のコミュニケーションの充実を図る。

(9) 工事の生産性向上説明会の開催

地整管内の各会場において、前期・後期の年2回、受発注者を対象とした「工事円滑化4点セット」、「工事書類スリム化ガイド」活用等による生産性向上の説明会を開催する。

また、各現場において、監督員等は、工事契約後の初回打合せ時に、受発注者間で再確認をするため、「工事施工の円滑化4点セット」（条件明示の手引きは工事発注時に記入したもの）、「工事書類スリム化ガイド」を受注者に配布し、活用の徹底を図る。

2. 円滑な事業執行のための入札及び契約事務の適切な実施

(1) 維持修繕工事实態反映型積算の試行

維持修繕工事等については、1つの現場の規模が小さく点在する場合や一般交通の影響を受ける現道工事である場合など標準的な歩掛や単価の適用によって積算額と実態の工事費に大きな乖離が見られる場合がある。

そのため、乖離の発生が見込まれる場合は、予め入札公告時の資料において、設計変更時に実態を反映することを明示するとともに、精算変更契約前に設計変更等検討部会を開催し、工事の施工条件等を十分考慮したうえで施工歩掛や製品・材料単価など見積活用を積極的に推進する。

なお、実施にあっては事前に本局の工事担当部局と相談すること。

(2) 見積活用型積算方式の活用

通常は、標準歩掛や単価等がない工種において活用するが、標準歩掛や単価等がある工種でも、過去に同一地域で不調・不落になった工事と同種及び類似工事や、予定価格と入札価

格の乖離が原因で不調・不落の恐れがある工事については、入札公告時に施工歩掛及び製品・材料単価の見積を依頼する見積活用型積算方式の活用を継続する。

令和5年当初予算に係る所管事業の工事発注にあたり、見積徴収の手続きは、入札公告時に見積範囲を記載し、入札参加者全員に技術資料提出と合わせ、提出を求めるものとする。運用にあたっては、「平成24年度補正予算等の執行において見積活用型積算方式を適用させる場合の運用について（通知）」（平成25年2月4日付け事務連絡）を適用することとするが、歩掛・価格の決定及び事前公表にあたっては、事前公表を不可としている施工単価、材料費、機械賃料等についても徴収した見積もりを参考資料として事前公表可能とし、従前から公表を可能としている施工歩掛等と同様に取り扱うこととしたので留意すること。

また、適用する工種・建設資材等について、当初発注から見積を活用することが適当と考えられるものがある場合には、事前に見積の種類（施工歩掛、材料単価等）を技術管理課と相談すること。

営繕工事においては、「営繕工事において入札参加者に見積りの提出を求め活用する方式「見積活用方式」の試行について」（平成26年2月6日付け国営計第118号）、「営繕工事において入札参加者に見積りの提出を求め活用する方式「見積活用方式」運用マニュアル（案）の一部改定について（通知）」（令和6年3月25日付け国営積第15号）等を踏まえ、当初発注から、過去に不調・不落になった工事と同種及び類似工事、又は標準積算と実勢価格との乖離が生じるおそれのある項目等を有する工事を対象工事に入札参加者の見積を積極的に活用されたい。

(3) 局特別調査（臨時調査）結果に基づく材料単価の提示

局特別調査（臨時調査）結果に基づく材料単価について、競争参加資格確認通知書において競争参加資格が有と通知された者に対し、原則として「見積参考資料（別紙）」にて提示すること。ただし、施工能力評価型Ⅰ型・Ⅱ型のうち同時提出型は対象から除くとともに、特別調査業務受注者から提示不可との報告を受け単価が提示できない場合は、今後の単価調査環境確保のため提示は行わないものとする。

具体的な試行内容については、「局特別調査（臨時調査）結果に基づく材料単価の提示について（試行）」（平成29年10月4日付け事務連絡）、「局特別調査（臨時調査）結果に基づく材料単価の提示について（試行）の改定」（平成30年12月20日付け事務連絡）及び「局特別調査（臨時調査）結果に基づく材料単価の提示について（機械設備工事）（試行）」（令和3年10月5日付け事務連絡）によること。

(4) 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更

建設資材のひっ迫が懸念される地域では、通常は地域内から調達している建設資材を安定的に確保するために遠隔地から調達せざるを得なくなる場合が想定される。このため、建設資材のひっ迫が懸念される地域においては、当該建設資材について当初特記仕様書に調達条件を明

示した上で、工事実施段階において当初の調達条件によりがたい場合には輸送費や購入費用など調達の実態を反映して設計変更を行うこと。

なお、運用にあたっては、「平成24年度補正予算等の執行における積算方法等に関する試行について（通知）」（平成25年2月7日付け事務連絡）を参照のこと。

(5) 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更

労務市場のひっ迫が想定される地域においては、宿泊費や労働者の赴任手当など地域外からの労働者確保が必要になる場合が想定されることから、特記仕様書に明示した上で、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更があった場合、必要となる費用について設計変更により対応できる。

なお、運用にあたっては、「平成24年度補正予算等の執行における積算方法等に関する試行について（通知）」（平成25年2月6日付事務連絡）を参照のこと。また、具体的な積算手法等については、「「被災地以外からの労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用について」の積算上の取り扱いについて」（平成24年7月27日付事務連絡）および、「令和6年度 東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等について」の運用について」（令和6年3月13日付事務連絡）も参考となるため、必要に応じて確認すること。

(6) 適切な工期の設定

工期の設定にあたっては、工事の内容、規模、方法、施工体制、地域の実情、自然条件等を踏まえた施工に必要な日数のほか、週休2日を前提とした工事に従事する者の休日、工事の実施に必要な準備・後片付け期間、天候その他のやむを得ない事由により工事の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮し、特記仕様書へ明示すること。

なお、受注者の工程計画策定を支援する観点から、原則として全ての工事において工事円滑化推進会議における「施工条件確認部会」及び「工程調整部会」を開催すること。工期設定にあたっては、原則として工期設定支援システムを活用すること。

また、「「直轄土木工事における適正な工期設定指針」の一部改定について（令和6年3月26日）」に基づき、工程に変更が生じた場合には、その要因と変更後の工事工程について受発注者間で共有するものとする。工程の変更理由が、以下①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行うものとする。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいた日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

なお、「工程調整部会」を開催する時は、必要に応じて専門工事業者の技術者も参加させるなど、関係者間で工事工程の共有を図り、工期変更が必要な場合は適切な工期変更に努めるものとする。

(7) 余裕期間制度の活用

余裕期間制度については、柔軟な工期の設定等を通じて、建設資材や建設労働者などが確保できるよう、「直轄土木工事における適正な工期設定指針」の一部改定について（令和6年3月26日）に基づき、原則活用すること。余裕期間制度には、①発注者が工事の始期を指定する方式（発注者指定方式）、②発注者が示した工事着手期限までの間で受注者が工事の始期を選択する方式（任意着手方式）、③発注者が予め設定した全体工期の内で受注者が工事の始期と終期を決定する方式（フレックス方式）があり、これらの活用には、地域の実情や他の工事の進捗状況等を踏まえて、適切な方式を選択すること。

当面の運用として、余裕期間の設定は、原則6ヶ月を超えない範囲内で設定できるものとする。この場合において、余裕期間をいたずらに長期間設定することで、事業の全体工程の遅延や工期の終期が年度末となる工事の過度な増加（施工時期の偏在）が生じないように配慮すること。

余裕期間制度は、建設業者が一定の期間内で工事開始日を選択することができ、これが書面により手続上明確になっている契約方式であることから、工事開始日をもって契約工期の開始日とみなし、契約締結日から工事開始日までの期間は、監理技術者等を設置することを要しない。【監理技術者制度運用マニュアル 三（2）より】

(8) 建設現場における週休2日の推進

「令和6年度「週休2日に取り組む工事」実施要領（案）の改訂について（通知）」（令和6年3月28日付事務連絡）のとおり、原則すべての工事において発注者指定方式にて完全週休2日（土日）工事に取り組む。通年拘束される維持工事や災害復旧工事など週休2日の取組が困難な工事は月単位の週休2日交替制適用工事を採用し、建設業の働き方改革を推進する。

実施にあたっては、適切な工期設定による工事を発注するとともに施工条件確認部会・工程調整部会を原則すべての工事で開催し、受発注者間での工事工程表（クリティカルパスを含む）の共有により、円滑な工事施工と合わせて建設現場における完全週休2日（土日）の推進を図ること。

労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費、市場単価方式については、現場閉所の補正係数を当初より乗じて必要経費を計上することで、完全週休2日（土日）の取得に取り組む企業の更なる拡大を図る。

また、完全週休2日（土日）の実現のため、管内（新潟県・富山県・石川県）の各発注機関と連携し、毎週土日を「現場閉所の統一日」に設定する。

※現場条件等から土曜日・日曜日の閉所が困難な場合は土日に関わらず「4週8休」を確保

(9) 施工時期の平準化

年度当初に工事が少ないことや、年末・年度末における工期末の集中を避け、年間を通じた資機材・労働力確保の最適化に向け、適切な工期の設定、余裕期間制度の活用、翌債等の繰越制度の適切な活用、2カ年国債やゼロ国債を活用した計画的な発注とする。あわせて、円滑な事業執行のための国庫債務負担行為（事業円滑化国債）を適切に活用すること。

なお、前倒し発注できるものはさらに手続きを早め、早ければ11月より翌年度工事の入札手続きを開始する早々期発注を継続して実施する。

また、建設企業に技術者や技能者等の人材、資機材の効率的かつ効果的に活用を促すため、国、地方自治体等の発注見通しの統合・公表を推進することにより、施工時期等の平準化に努める。

(10) 適切な規模・内容での発注（分任支出負担行為担当官特例（以下「分任官特例」という。））

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の期間中（令和3年度～令和7年度）については、地域の実情を踏まえ発注ロットを積極的に拡大し、円滑な施工確保に努める必要があることから、引き続き、技術的難易度が比較的低い工事については、上位等級工事への参入の拡大を可能とし、分任支出負担行為担当官の契約上限金額を4.5億円未満とすることができる。

上記「分任官特例」を適用する場合は、下記を標準とする他、適正な工期が設定できるよう、工事規模等に配慮すること。

なお、実施にあたっては、「北陸地方整備局会計事務取扱細則第81条に基づく特例処理の承認について（通知）」（令和4年3月10日）を参照することとし、技術管理課へ事前相談することとし、承認を得ずに適用することを厳に禁止する。

- ① 一般土木は、等級区分をB+Cランクとする。
- ② 地域要件の設定については、各地域における応札環境に十分に配慮し、平等な評価となるように適切に設定するものとする。

また、変更契約の取扱いについては次の通り取り扱うこと。

当初契約で、分任官特例を適用した場合については、変更契約において5億8,500万円を超えない範囲で分任官特例として契約することができるが、これを超える場合は、本官契約となるので十分留意すること。

当初契約は分任官契約している案件で変更金額が3億9,000万円以上となる場合は、本官契約となることが基本であるが、やむを得ない場合は5億8,500万円を超えない範囲で、分任官特例として契約することを可能とする。

ただし、以下について、全てを満たしていること。

- ① 変更金額が3億9,000万円以上となることを認めた場合は、速やかに本局工事発注担当課に報告すること。なお、前述の認めた場合は、「一部変更指示」「受注者からの見積

もり」等、金額を受発注者で確認したことを指すものとする。

② ①の増額理由が、当初想定し得なかった事象や一体不可分であるため同一工事で施工する必要がある等、真にやむを得ないことであること。

③ ②について、本局工事発注担当課から了解を得ていること。

なお、変更時に分任官特例として契約するにあたっては、上記①～③を満たしてから技術管理課へ相談することとし、承認を得ずに適用することを厳に禁止する。

(1 1) 工事発注における設計積算

各工事の現場条件、現場特性に応じ、以下の制度・積算等の積極的な活用を検討し、施工時期等の平準化に努めること。

1) 概算数量発注の活用

詳細設計はあるが、設計数量を確定させていない案件については、設計数量を概算数量として発注することができる。なお、設計数量の確定後、速やかに契約変更するものとし、その後の設計変更における基準は、この契約変更額をベースとする。

また、概算数量発注を活用する場合は、原則として余裕期間制度をあわせて活用するとともに、3)「設計・工事連携型」業務及び工事の試行を考慮するなど、工事の円滑な実施に配慮すること。ただし、契約日から工期の始期までの早い時期に施工条件確認部会を開催し、特記仕様書で条件明示した修正設計や関係機関協議等が工事の始期までに完了するよう調整・確認するとともに、工期の始期や終期に変更の必要が生じた場合は、速やかに工期に係る契約を変更した後に工事に着手すること。

2) 概略発注の活用

詳細設計図及び設計数量が用意出来ない案件については、標準横断図などの概略図及び概略数量で発注することができる。災害復旧工事をはじめ、道路維持工事や舗装工事、河川護岸工事など適用可能な工種は、その緊急性を踏まえ積極的な活用を図ること。

3) 「設計・工事連携型」業務及び工事の試行

設計業務において余裕期間中で工事着手前の工事施工者からの助言を取り入れて設計することにより、施工性を考慮した設計や施工時の手戻り防止を図る「設計・工事連携型」の業務や工事の試行を拡大する。

なお、実施にあたっては、「「設計・工事連携型」業務及び工事の試行について」(令和3年1月25日付け事務連絡)及びその補足通知によることとするが、事前に本局の工事担当部局と相談すること。

4) 一部変更指示における概算額の明示

工事の施工段階で契約書の「条件変更等」に該当し、その内容が変更になる場合は速やかに契約変更を行うこととされている。一方で、止むえない事情により契約変更を行うことができない場合は、発注者が受注者に指示書等により指示することを一部

変更指示という。

適切な設計変更の取り扱いを目的に、契約変更に先立ち一部変更指示を行う場合は、受発注者間で認識の共有を図るため、一部変更指示書にて概算額を明示する旨を平成31年4月改訂の土木工事設計変更ガイドライン（案）に記載したところであり、すべての工事で実施するものとする。具体的な対応については、「一部変更指示書における概算金額明示の実施について（通知）」（令和2年4月8日付事務連絡）によること。

（12）賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更

工事契約後の資材や労務費の高騰等により請負代金額が不相当となった場合は、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」（平成26年2月12日付け国北整契519号、国北整技管201号、国北整計第148号）、「工事請負契約書第26条第5項の運用について」（国北整契第79号、国北整技管第57号、国北整計第27号）、「工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル（案）について」（令和4年7月20日付け事務連絡）に基づき、その適用対象となる工事については遺漏なきよう措置すること。

3. 入札及び契約手続きにおける一層の透明性の確保及び競争性の確保

（1）参加者の有無を確認する公募手続の活用

機械設備については、新設した業者の技術的ノウハウによりシステム構成されているため、その修繕工事は、これまで全て一般競争方式が適用されているものの、多くは新設時施工業者しか施工できないことから、新設時施工業者以外で修繕工事契約希望者の有無を確認する「参加者の有無を確認する公募手続」を行い、その結果により随意契約又は一般競争を行うことによって、確実な契約及び入札手続きの合理化を図る。

なお、実施にあたっては、「機械設備工事における参加者確認型契約方式の試行について（令和3年4月1日付け事務連絡）」を参考にするとともに、事前に施工企画課に相談すること。

（2）フレームワークモデル工事の活用

工事発注が一定の地域で集中し、技術者の確保が難しく、競争参加技術者が少数と見込まれる場合に、その一定地域内で類似する複数の工事について、あらかじめ参加希望者の意思を確認し、その中から工事毎の参加者を指名する「フレームワークモデル工事（総合評価落札方式）」を試行する。入札手続きにおける提出資料を簡素化・合理化し、手続き期間を短縮することで、入札参加者の増加を見込む。

なお、実施にあたっては、「フレームワークモデル工事の試行について（通知）」（令和3年1月20日）を参照するとともに、手続き前に技術管理課に相談すること。

(3) 競争参加資格要件の緩和

工事難易度が比較的低い（工事難易度Ⅱ以下）場合は、競争参加資格要件である企業と技術者の過去の工事経験に対し、以下のとおり、緩和を認めることができる。

対象工事は、施工能力評価型Ⅰ型、Ⅱ型とする。

（企業実績）

通常：発注しようとする工事の同種で、施工量の最低規模を実績として求める。

緩和：発注しようとする工事の同種とするが、施工量（規模）は求めない。

（技術者）

通常：発注しようとする工事の同種で、施工量の最低規模を実績として求める。

緩和：過去15年間の公共工事（発注機関及び工事種別は限定しない。）に主任（監理）技術者または現場代理人として、従事した実績があればよい。

※公共工事とは、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事とし、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に定義されたものとする。

要件緩和を行った工事の同種性の評価は、以下のとおりとする。

<施工能力評価型Ⅱ型の例>

● 企業の施工能力（同種工事の施工実績）評価

過去15ヶ年に元請として完成した同種工事の施工実績

S) より同種性が高い施工実績（4点）

A) 同種性が高い施工実績（2点）

B) 同種性が認められる施工実績（0点）

例) 掘削20,000m³の場合

S) 20,000m³以上の実績

A) 15,000m³以上20,000m³未満の実績

B) 掘削の実績（*緩和しない場合は10,000m³以上15,000m³未満の実績）

● 配置予定技術者の施工能力（同種工事の施工実績）評価

過去15ヶ年に元請として完成した同種工事の施工経験

S) より同種性が高い施工実績（5点）

A) 同種性が高い施工実績（3点）

B) 同種性が認められる施工実績（0点）

例) 掘削20,000m³の場合

S) 20,000m³以上の実績

A) 掘削の実績（*緩和しない場合は15,000m³以上20,000m³未満の実績）

B) 公共工事の実績（*緩和しない場合は10,000m³以上15,000m³未満の実績）

(4) 受注機会促進型の試行

受注機会が得られないことにより、優良工事表彰等の表彰を受ける機会が得られない課題の解決を図る等、受注機会の拡大を促すために受注機会促進型を試行する。対象工事は、分任官工事の施工能力評価型Ⅰ型、Ⅱ型の一般土木工事とし、公告日における北陸地方整備局発注の一般土木工事の契約工事の件数を評価する。なお、災害復旧工事等の随意契約による契約工事は、件数には含まない。

なお、試行の適用については、電子くじによる落札者の決定案件が発生した場合等に検討することとし、実施にあたっては、事前に技術管理課に相談すること。

4. 公共工事等の品質確保の促進

(1) ICTの全面的な活用の拡大

1) ICT工事

工事の生産性向上を図るため、ICTの全面的な活用としてICT土工、ICT舗装工、ICT河川浚渫、ICT砂防・ほくりく、ICT海岸・ほくりく、ICT地盤改良工、ICT法面工、ICT舗装工（修繕工）、ICT構造物工、ICT基礎工、ICT擁壁工、ICT小規模土工の取組を実施する。

具体的な取組方針は以下のとおりとする。

- ICT土工

発注者指定型は3億円以上かつ1,000m³以上、または3億円未満かつ5,000m³以上を対象とし、1,000m³未満の小規模な現場においても施工者希望Ⅱ型により実施する。また、施工者希望Ⅱ型において、「3次元設計データ作成」、「3次元出来形管理等の施工管理」及び「3次元データの納品」のみを必須とする工事を「簡易型ICT活用工事」として実施する。

- ICT舗装工

発注者指定型は路盤工5,000m²以上を対象とし実施する。

なお、港湾関係工事において、ICTの全面的な活用としてICT浚渫工、防波堤等のICT基礎工・ブロック据付工を実施する。

2) ICT普及・拡大

ICTの更なる普及・拡大を図るため、講習会、見学会、報告会を整備局管内の各会場で実施する。さらに、ICT砂防・ほくりくの工事現場を活用し、山間地域においても講習会等を実施する。

また、ICT活用工事現場で受注者自らが自社職員（下請企業含む）を対象にICT技術の向上を目的とした講習会を開催した企業を『ICT人材育成推進企業』に認定する。

3) BIM/CIM活用工事

「直轄土木業務・工事におけるBIM/CIM適用に関する実施方針」について」（令

和6年3月29日付国北技管第262号)に基づき、適切に実施する。建設現場での活用を前提とした3次元モデルの導入・活用を推進する。

(2)コンクリート工の規格の標準化

大型コンクリート構造物のプレキャスト製品活用について予備設計段階からの比較検討を継続する。

検討にあたっては「プレキャストコンクリート製品活用事例集」(令和3年7月)を活用することとし、プレキャスト製品活用の推進を図る。

また、工事段階に新たな制約条件が発生した場合でも、受発注者間の協議でプレキャスト製品の活用を検討することとする。その際、「施工時の安全性」「構造的性」などを考慮し、総合的に検討することとする。

(3)「地元企業活用評価型」総合評価落札方式の試行

地域の中小企業の活用を通じて円滑で確実な施工を図ることにより、工事の品質向上につながるため、地元企業の下請け活用率を評価する「地元企業活用評価型」総合評価落札方式の試行を継続する。

(4)「自治体実績評価型」総合評価落札方式の試行

競争性を高めるため、地方自治体の優良工事表彰と工事成績評定を直轄実績同様に加点対象と加点評価対象とする「自治体実績評価型」総合評価落札方式の試行を継続する。さらに競争性を高めることが必要な場合、同方式を適用した時に限り、企業の施工能力等の評価項目のうち、地域貢献度を評価対象外とすることができる。

なお、実施にあたっては事前に技術管理課と相談すること。

(5)「企業能力評価型」総合評価落札方式の試行

競争参加者が少ないと想定される工事において、技術者の能力等に係る評価を省略し企業の能力等のみで評価する方式を試行する。技術者の能力等に係る評価を省略することにより、受注機会の拡大を図りつつ、受発注者双方の事務負担が軽減される。対象とする工事は、比較的難易度の低い工事とし、実施にあたっては、事前に技術管理課に相談すること。

(6)「次代担い手(若手・女性技術者)活躍型」総合評価落札方式の試行

建設業の担い手育成・確保のため、若手技術者及び女性技術者の工事経験の機会拡大や技術力の向上と就労環境改善を図るため、若手技術者や女性技術者を担当技術者に配置することを評価する試行を継続する。

(7)段階的選抜方式(WTO対象工事)の試行(技術提案評価型S型)

多数の競争参加者が予測される工事等において実施している段階的選抜方式は、受発注者双方の事務量の軽減を目的とし、選抜者数を15者程度とする。

また、選抜者の固定化により非選抜者は技術提案を提出できないことから、従来の企業・技術者評価に加え、1次審査時に技術提案の1事項も評価に加えることで、2次審査へ進む者が入れ替わる選抜方式の試行を継続する。

試行対象工事は、技術提案評価型S型（WTO対象工事）とする。

(8)段階的選抜方式（WTO対象工事）の試行（技術提案評価型A型・ECI方式）

技術提案評価型A型・ECI方式での段階選抜方式は、受発注者双方の事務量の軽減を目的とし、選抜者数を3者程度とする試行を継続する。

(9)資料等に関する質問回答の拡充の試行

入札参加者が入札価格を決定するにあたり、発注者側の積算内容に関する質問回答に対して更問いを可能とするため、質問回答の機会を2回とする試行を継続する。対象とする工事は、技術提案評価型S型以上の一部工事とする。

(10)労務費見積尊重宣言モデル工事の試行

一般社団法人 日本建設業連合会（日建連）は、建設技能者の賃金を全産業労働者平均レベルに近づけるため、『労務費見積宣言』を2018年（平成30年）9月18日に表明し、元請け企業による労務賃金改善の取組が行われている。

これを踏まえ、建設業の労務賃金改善に関する取組を推進するため、段階的選抜方式でインセンティブを付与する試行を継続する。

試行対象工事は技術提案評価型S型（WTO対象工事）を対象とし、労務費見積尊重宣言を提出した場合、「企業の施工能力等」の評価で1点を加点する。

(11)ワーク・ライフ・バランス（WLB）認定企業の評価

ワーク・ライフ・バランス（担い手育成）等を推進する企業として、法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業等、及び介護休業等に取り組む企業を評価する取り組みを実施する。対象は、一般土木工事及び建築工事のA・Bランク、及びWTO対象工事とする。

また、WTO対象工事については、さらに技術者の地元地域での活躍を促すため、居住地を評価する試行を実施する。

(12)登録基幹技能者の配置

工事目的物の品質確保・向上を図るため、優れた技能と調整力を持つ「登録基幹技能者制度」として登録された「登録基幹技能者」の現場配置を評価する試行を継続する。

施工能力評価型I型及び技術提案評価型S型（WTO対象工事以外）の全工事を対象とし、

登録基幹技能者を配置する場合に、「企業の施工能力等」の評価で1点を加点する。

(13) 専任指導者制度の試行

若手技術者の更なる登用を促すため、経験ある技術者が現場経験の少ない主任技術者又は監理技術者を支援する専任指導者制度の試行を継続する。

また、技術提案評価型S型以上の一部工事においては、現場経験の少ない技術者対策の一環として、入札時には専任指導者の配置予定の有無を求めず配置予定技術者として評価し、契約後に入札時の配置予定技術者を専任指導者として配置すれば、一定要件を満足した主任(監理)技術者を新たに配置できる試行も継続する。

(14) 生産性向上技術活用表彰・ICT人材育成推進企業認定の評価

建設現場・委託業務における生産性向上の優れた取組を表彰し、ICTやBIM/CIM等の新技術の活用を推進していくため、原則、前年度に完成した北陸地方整備局発注の工事・委託業務の該当企業等に対して表彰し、総合評価において加算点の対象とする。

また、ICT活用工事現場で受注者自らが自社職員(下請企業含む)を対象にICT技術の向上を目的とした講習会を開催した企業のうち選定委員会においてその内容が認められた企業を「ICT人材育成推進企業」に認定し、総合評価において加点対象とする。

(15) 海外インフラプロジェクト技術認定・表彰制度の評価

国内の技術者の今後の海外進出や国内外の技術者の相互活用を促進するため、海外インフラプロジェクトに従事した本邦企業その他法人の技術者の実績を認定し、特に優秀な者について表彰する「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」を令和2年度より創設し、国土交通省として表彰を行っていることから、本制度による海外プロジェクトの認定・表彰実績を評価に活用する。

工事においては、全ての総合評価落札方式を評価の対象とし、認定実績を同種工事等の実績として認めるとともに、表彰実績を国内での優良技術者表彰等と同等に加点評価する。

なお、優良技術者表彰等と海外インフラプロジェクト技術認定・表彰制度により認定された表彰については、重複して加算しない。

(16) 継続教育(CPD及びCPDS)の取組状況

令和6年度のCPD及びCPDSの評価は、令和5年度の継続教育において取得した単位を登録認定団体毎の1年間の推奨単位で除した単位取得値の合計が1.0以上となる場合は、評価で1点を加点する。

(17) 技術の研鑽度評価の試行

継続教育の取組状況として、CPD及びCPDSの単位取得に加え、技術論文等も評価の対

象とする試行を継続する。

技術論文等としては、配置予定技術者本人が執筆した工事における技術開発、創意工夫等で、技術雑誌などで公開されたものとする。

なお、評価対象技術論文等は、北陸地方整備局管内の話題を中心とした書物や雑誌とし、試行対象は、総合評価落札方式施工能力評価型Ⅰ型およびⅡ型とする。

【評価対象技術論文等】

「北陸の建設技術」技術レポート

「北陸地方整備局事業研究発表会」発表論文

「北陸道路舗装会議」「北陸橋梁保全会議」「建設技術報告会」技術報文

※民間企業が発刊する技術雑誌等は対象外（〇〇技報、企業名入り雑誌）。

※複数名の発表資料等で、連名論文などの場合、筆頭投稿者のみ対象。

※工事ごとの競争参加資格条件（入札説明書等）に、上記の評価対象技術論文リストを掲載。

(18)技術提案・交渉方式（ECI方式）の活用

当該工事等の仕様の確定が困難である場合において、技術提案を公募の上、その審査の結果を踏まえて選定した者と工法、価格等の交渉を行うことにより仕様を確定した上で契約することができる。

なお、実施にあたっては、事前に技術管理課に相談すること。

(19)新技術の活用促進

建設現場におけるイノベーションの推進、生産性の向上のため、新技術を活用し、効率的な施工管理等により工事品質の向上を図るものとする。

活用促進にあたり、直轄土木工事において新技術活用を原則義務化することとし、詳細設計において新技術を特定し、工事発注時に特記仕様書に具体的な新技術を明示することとする。

特記仕様書に具体的な新技術を明示することが出来ない場合（詳細設計において新技術を特定できなかった場合）には、発注者が定める施工計画テーマや施工内容に基づき受注者からの提案を受けて、新技術の導入を図ることとする。

また、実用段階に達していない技術を工事の実施過程で実証・検証する試行を継続する。

工事発注の運用については、別途通知する。

(20)ISO9001認証による品質マネジメントシステムを活用したモデル工事の試行

工事の更なる品質向上と監督業務の効率化を図るものとして企業におけるISO9001認証に基づく品質マネジメントシステムを活用した工事の試行を継続する。

また、モデル工事の試行にあたり、ISO認証審査登録機関（第三者機関）による監査を取り入れるものとする。

なお、実施にあたっては事前に技術管理課と相談すること。

5. 総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置については、「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置の取扱いについて」(令和4年1月21日付け事務連絡)、「令和6年能登半島地震に係る「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」の取扱いについて」(令和6年3月25日)他、関係通知を参照すること。

III 業 務

1. 事務の改善及び効率化について

(1)一括審査方式の試行

目的・内容が同種の業務であり、技術力審査・評価の項目が同じ業務となる場合、その業務の品質を確保した上で、受発注者の負担軽減のため、提出する技術資料(実施方針又は技術提案のテーマ)を同一のものとする事ができる一括審査方式の試行を継続する。対象業務は総合評価落札方式の「簡易型」及び「簡易特別型」のほか、令和6年度よりプロポーザル方式等についても対象業務として拡大する。

(2)「一般競争入札(業務能力評価型)」の試行

建設コンサルタント業務等における技術提案書(実施方針)の省略による負担軽減や入札手続き期間の短縮による業務の効率化を目的として、「一般競争入札方式(業務能力評価型)」の試行を継続する。

実施にあっては、「建設コンサルタント業務等における「一般競争入札(業務能力評価型)」の試行について(通知)」(令和5年3月16日付け事務連絡)によるものとする。

(3)総合評価1:3における「評価テーマ1課題」の試行

特に技術力を重視する業務について、業務の品質を確保しつつ競争参加者の負担を軽減するため、総合評価1:3の評価テーマを1課題とし、技術点の評価項目の配点割合を1:2と同様とする試行を継続する。

(4)受発注者間のコミュニケーションの充実

業務を円滑に進めるため、業務履行期間中の受発注者間のコミュニケーションの充実を図る取組を実施する。

① 業務連携会議(4者会議)の実施

地形測量、地質調査、設計が平行して行われる構造物の設計において、測量受注者、地質調査受注者、設計業務受注者と発注者の4者がスケジュールや条件を調整する「業務連携会議(4

者会議)」を実施する。

② 合同現地踏査等における地質技術者等の参画

地質構造の複雑な箇所、地形の変化が大きい箇所等、特に地質情報の不確実性が高い現場の業務の合同現地調査等において、地質業務の受注者等を参画させ、地質調査報告書等から判断される留意点等について具体的な説明を求めることにより、成果の品質確保・向上に努める。

③ 業務スケジュール管理表の活用

発注者の判断・指示が必要とされる事項の有無について、受発注者間で共有し、その役割分担や着手日、回答期限等を業務スケジュール管理表に明記し、適切に業務のスケジュール管理を行う。

なお、スケジュール管理にあたっては、「マンスリーチェック」を可能な限り取り入れる。

④ ワンデーレスポンスの徹底

受注者からの設計条件に関する質問・協議があった際は、その日のうちに回答、検討に時間を要する場合は、回答可能な日を通知することにより、円滑な業務の進捗を図る。

⑤ 業務のWEB形式による会議、完成検査の実施

業務打合せ等において、業務の効率化に資するWEB形式による会議、完成検査の取組を実施する。

対象業務は、測量、地質調査、土木関係建設コンサルタント業務のすべての業務とし、原則WEB形式で実施する。

2. 円滑な事業執行のための入札及び契約事務の適切な実施

(1) 履行期間の平準化への取組

年度当初に業務が少ないことや、年末・年度末における工期末の集中を避け、年間を通じた労働力確保の最適化に向け、適切な工期の設定、翌債等の繰越制度の適切な活用、2カ年国債やゼロ国債を活用した計画的な発注とする。

具体には、年内工期とする11月～12月の早々期発注、国債及び繰越制度の更なる活用により、履行期間の平準化を図る。

また、定常業務については、9月発注、9月納期とするなど、業務発注サイクルの見直しを検討する。

(2) 履行期限（納期）の平準化への取組

工期が第4四半期、特に3月に集中することを避けるため、整備局としては重点的に取り組む事項として位置づけ、昨年度以上に目標達成に向けた取組を実施する。

具体的な取組としては、10月と1月に、各事務所等は、受注者の意向確認し、その結果を企画部技術管理課に報告することとする。10月では、第3四半期（12月まで）までの履行期限となる業務の確認。1月は、第4四半期内の履行期限を確認し、工期延期希望があれば積

極的に繰越制度を活用し、3月工期を極力少なくする。

また、発注者側としても、受注者が繰越制度を活用した場合、新たな業務の受注に影響がないよう、当該年度の手持ち業務量や、次年度の第1四半期^{*}に繰り越して完成する業務については、「手持ち業務量を対象外」とする取組を引き続き試行し、受注者が繰り越ししやすい環境を整備する。(履行期間の調整等が難しいと思われる、「発注者支援業務」「定常的通年(国債含む)実施する業務(観測、点検等)」、「単価契約業務など指示書による業務」は対象外とする)

※令和6年能登半島地震の影響を勘案し、令和6年度のみ「手持ち業務量を対象外」とする緩和期間を第2四半期まで拡大する。

(3) 働き方改革関連法案と残業規制による適切な執行等

① ウィークリー・スタンスの徹底

一週間における受発注者相互ルールや約束事、スタンスを目標として定め、計画的に業務を履行し業務環境等を改善すること。対象業務は、測量、地質調査、土木関係建設コンサルタント業務のすべての業務とする。

実施にあっては、「ウィークリー・スタンス実施要領(案)の一部改正について(通知)」(令和5年6月14日付け事務連絡)によるものとする。

② マンスリー・ケアの実施

労働環境の改善や業務執行の円滑かつ効率的に進めるため、これまで「ワンデーレスポンス」や「ウィークリー・スタンス」に取り組んできた。これに加え「マンスリー・ケア」により、各種施策の確実な実施や、業務執行に係る受注者の不安等を解消することで、より一層、魅力ある建設業の創造に努める。なお、「マンスリー・ケア」の実施にあたっては、その趣旨を踏まえた上で、受注者・発注者双方に過度な負担がかからぬよう配慮する。

原則、全ての土木関係コンサルタント業務を対象に試行する。

③ 適切な履行期間の設定

品質確保の観点から、翌債等の繰越制度や2カ年国債・ゼロ国債の制度を更に活用するなど、必要な履行期間の確保に留意し、できる限り履行期限が第4四半期としないなど、適切な履行期間を確保するため、業務スケジュール管理表を活用する取組を引き続き推進し、平準化に取り組む。

なお、第1四半期^{*}に公告する業務の手持ち業務量について、第1四半期^{*}に完了する繰越業務を「手持ち業務量の対象外」とする取組の試行を継続する。

※令和6年能登半島地震の影響を勘案し、令和6年度のみ「手持ち業務量を対象外」とする緩和期間を第2四半期まで拡大する。

④ 業務発注時の設計図書作成(条件明示の徹底)

発注者の条件明示の遅延等による履行期限圧迫、作業の手戻り等を回避し、業務成果の品質確保を図る。

(4) 「設計・工事連携型」業務及び工事の試行

設計業務において余裕期間中で工事着手前の工事施工者からの助言を取り入れて設計することにより、施工性を考慮した設計や施工時の手戻り防止を図る「設計・工事連携型」の業務や工事の試行を拡大する。

なお、実施にあっては、「「設計・工事連携型」業務及び工事の試行について」（令和3年1月25日付け事務連絡）及びその補足通知によるものとするが、事前に本局の工事担当部局と相談すること。

3. 入札及び契約手続きにおける一層の透明性及び競争性の確保

(1) 「簡易特別型」総合評価落札方式の地域要件緩和の試行

地域防災の担い手確保として、地元企業の受注機会を創出するため、定常的又は簡易な業務について、地域要件を「当該県内に本店を有すること」とした試行を継続する。

試行対象業務は、当該県内に本店を有する企業で競争性が保てる定常的又は簡易な業務のうち、予定価格が2,000万円程度以下の業務について、地域要件（競争参加資格要件）を「〇〇県内に本店を有すること」とする。

また、同様に、総合評価落札方式の標準型（1：2、1：3）、簡易型（1：1）の地域要件についても、地域防災の担い手確保として、地元企業の受注機会を創出するため、業務特性により、「〇〇県内の本店要件」を可とする。

(2) 出産・育児等による休業期間の取扱

配置予定技術者が評価対象期間中に出産・育児等で休業していた場合、原則、休業期間に相当する期間を「業務執行技術力」「地域精通度」「業務成績」「優良表彰」の評価の対象期間に加える。

4. 公共工事等の品質確保の促進

(1) BIM/CIM活用業務の推進

「「直轄土木業務・工事におけるBIM/CIM適用に関する実施方針」について」（令和6年3月29日付国北技管第262号）に基づき、適切に実施する。

(2) 技術的なマネジメント業務（事業促進PPP等）の活用

大規模事業や大規模災害復旧・復興事業等においては、事業促進PPP等の活用について検討すること。なお、運用にあたり、国土交通省直轄の事業促進PPPに関するガイドラインを参考にされたい。

(3) 次代担い手（女性・若手技術者）の育成支援

女性・若手技術者を含む多様性（経験年数、価値観等）を加味した技術者の配置により、業務成果の品質向上を図る「ダイバーシティー推進型業務委託」（配置予定技術者の構成に応じて評価）の試行について、全ての土木関係建設コンサルタント業務を対象に継続する。

各事務所1件以上（総合事務所においては治水・道路毎に1件以上）実施する。

(4) 若手技術者のヒアリング同席の試行

予定管理技術者の随行者として、事前に登録した3名の若手技術者のうちの1名が技術提案書のヒアリングに同席（傍聴）できる業務の試行を継続する。

(5) 設計成果の品質確保に向けた取組

設計業務等の成果の品質を確保するため、業務発注時から円滑に履行する取組を徹底する。

① 条件明示の徹底（条件明示チェックシートの活用）

発注者の条件明示の遅延等による履行期間の圧迫、作業の手戻り等を回避し、業務成果の品質向上を図る。

② 合同現地踏査の実施

受発注者が合同で現地踏査を行い、設計条件や施工上の留意点、関連事業の情報等を確認・反映し、業務成果の品質向上を図る。

(6) 「自主的照査併用型」総合評価落札方式の試行

予定管理技術者として経験の少ない若手（40歳以下）を配置し、加えて品質を担保するため自主的にベテラン・建設シニア等の照査技術者（「自主的照査技術者」という。）を配置する場合、総合評価で加点評価する業務の試行を一部見直し継続する。

実施にあっては、「若手技術者の人材確保・育成支援及び建設シニア等から技術伝承を促す総合評価落札方式（自主的照査併用型）について（試行）」（令和6年3月28日付け事務連絡）によるものとする。

なお、総合評価落札方式の技術者評価で加点対象とし、各事務所1件以上（総合事務所においては治水・道路毎に1件以上）実施する。

(7) 業務の品質確保・生産性向上等に関する説明会の開催

受発注者で意識の共有を図るため、年1回、受発注者が一堂に会する説明会を開催する。

(8) 新技術の活用促進

工事の品質確保・向上を図るため、詳細設計段階から新技術活用することを設計条件（施工条件含む）として検討する。

(9) 生産性向上技術活用表彰

建設現場・委託業務における生産性向上の優れた取組を表彰し、ICTやBIM/CIM等の新技術の活用を推進していくため、原則、前年度に完成した北陸地方整備局発注の工事・委託業務の該当企業等に対して表彰し、総合評価において加算点の対象とする。

(10) 海外インフラプロジェクト技術認定・表彰制度の評価

国内の技術者の今後の海外進出や国内外の技術者の相互活用を促進するため、海外インフラプロジェクトに従事した本邦企業その他法人の技術者の実績を認定し、特に優秀な者について表彰する「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」を令和2年度より創設し、国土交通省として表彰を行ったことから、本制度による海外プロジェクトの認定・表彰実績を評価に活用する。

(11) 国土交通省登録資格との組合せ評価の試行

国土交通省登録資格の活用を促すため、「国土交通省登録資格との組合せ評価について（試行）」（令和5年3月16日付事務連絡）により、組合せ加点の試行を継続する。

5. 総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置については、「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置の取扱いについて」（令和4年1月21日付け事務連絡）及び「令和6年能登半島地震に係る「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」の取扱いについて」（令和6年3月25日）を参照すること。